（二）　論理データ抽出に限定されたもの
（三）　チップオフやＪＴＡＧを使用してデータ抽出するもの
（四）　ジェイルブレーキング又はルート化用に特別に設計されたもの

十二　第九号から前号までのいずれかに該当する貨物若しくは本号に該当する測定装置の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号又は第九号の二のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（五）　［略］

（六）　九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二　次のイ及びロに該当するもの

イ　定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

ロ　スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

2　［略］

（七）～（十）　［略］

ロ～ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十条・第十一条　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品

イ　国際規格ＩＳＯ三九七七／二（一九九七）が定める比較基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二四、二四五キロワット以上のもの

ロ　液体燃料の使用時の補正燃料消費率が最大連続出力の三五パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二一九キログラム以下のもの

三　［略］

十二　第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　［略］

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（一）～（五）　［略］

（六）　九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一　定格平均出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二　次のイ及びロに該当するもの

イ　定格平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

ロ　スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

2　［略］

（七）～（十）　［略］

ロ～ヘ　［略］

十の二～十六　［略］

第十条・第十一条　［略］

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであって、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であって、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品

イ　国際規格ＩＳＯ三九七七／二（一九九七）が定める比較基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二四、二四五キロワット以上のもの

ロ　液体燃料の使用時の補正燃料消費量が最大連続出力の三五パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二一九キログラム以下のもの

三　［略］